

派遣関連情報Ⅳ

参考訴訟事例

先日訴えられた一般労働者派遣事業所から相談を受け、いろいろとアドバイスをした関係上、裁判所で口頭弁論の日に傍聴をしてきました。以下はその概略とアドバイスです。

【訴訟の原因要旨】

被告一般労働者派遣事業所に登録している中国人留学生が当該事業所からの派遣先紹介に応じた後、当該派遣先就労実績もあり、一定程度の派遣就労に至るまでの具体的進捗の中で2度（2件）に亘り当該紹介先への不採用に関し、雇用契約の予約成立として契約不履行をもって損害賠償を請求したものの。

なお、不採用の理由は1件が応募多数につき選別、1件は外国人留学生の資格外活動期間等に関する懸念から。なお、当該中国人は当該法律に関する認識が浅い。

【争点】

契約（含む予約）の完全成立の有無と損害賠償の是非

【判決の主旨】

- ① 雇用契約の完全成立には至っていない。
- ② 契約までの流れの中、その段階、その段階で誤解を与えたことが多々あり派遣法、入管法をよく説明、理解させなかった不手際、瑕疵が認められること。
- ③ 仕事してくれない？⇒期待⇒「もしかしたら採用されないこともありますよ。」＝なし⇒捉え方が立場によって違う。
- ④ また、プロの派遣会社として当然取るべき対応の期待が原告にあることも十分に理解できる。
- ⑤ しかし不法行為として損害賠償を請求できるほどの法的義務の存在を認める程度ではない。



『参考①期待権』

将来一定の法律上の利益を受けられることを希望したり期待したりできる権利。侵害されれば不法行為となるが、どの程度法的保護の対象になるかは、期待権の内容や事実による。

医療過誤訴訟では、患者が期待した適切な治療を怠った場合に「救命期待権」の侵害が認められ得る。

再雇用の期待を抱かせる説明をした雇用主が契約更新をしなかった際、「更新期待権」を侵害したとして賠償を命じられた例もある。(朝日新聞 19.1.301 面「NHK 番組改変賠償命令事件」東京高裁判決記事キーワード欄)

『参考②入管法・留学ビザ資格外活動』

- ・ 通常は1週28時間、教育機関の長期休業期間は1日8時間（∴週40時間）
- ・ 資格外活動の許可を申請する際に学校から「副申書」をもらって申請書に添えるが、その書面で学校から指定された長期休業期間内でしか仕事ができない。
- ・ その期間以外で仕事をした場合はそれぞれ「無許可資格外活動」「不法就労助長罪」として罰せられる場合がある。(最悪、外国人が1年以下の懲役または200万円以下の罰金、事業主が3年以下の懲役または300万円以下の罰金)

<アドバイス>

- ・ 上記のとおり、教育機関の長期休業期間において就労してもらう留学生には「副申書」のコピーを確認してから派遣期間を決めたほうが良いです。(持ってない場合は学生から学校に確認してもらいできれば書面で確認するべきと考えます。)

以上

平成19年1月現在

経営・労務の情報発信基地

樋口社会保険労務士事務所